

富山県情報公開審査会答申概要（答申第26号）

- 件 名 富山県立こどもみらい館の管理運営費に係る積算設計書等に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年2月1日
- 実施機関の決定日 平成19年3月19日
- 実施機関（担当課） 知事（児童青年家庭課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び第3号（法人等情報）
- 異議申立て年月日 平成19年4月3日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、請求に係る公文書の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年4月26日
- 答申年月日 平成21年7月1日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を部分開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

<理由>

対象文書の特定について

本件開示請求に対して実施機関が本件文書を開示したところ、異議申立人は、こどもみらい館の管理運営費が記載された「積算設計書」が含まれておらず、本件文書のほかに詳細な積算を示した書類があるはずであり、当該書類が存在しないのであれば、部分開示決定ではなく非開示決定（不存在）を行うべきで、本件処分は、開示請求の内容及び趣旨を的確に把握してなされたものではないと主張する。

これに対し、実施機関は、開示請求の内容及び趣旨を把握したうえ、こどもみらい館の管理運営費が記載された「積算設計書」に当たるものとして、平成15年度及び平成16年度は委託先の富山県福祉事業団が作成した「事業計画書」及び「収支予算書」を、平成17年度は実施機関が作成した「管理運営業務積算内訳」を、平成18年度は実施機関が作成した「指定管理料の上限額算出表」をそれぞれ対象文書として特定し、開示している。

異議申立人は、これらの開示文書に記載されている各事業費のさらに詳細な積算の開示を求めるため本件異議申立てを行ったものであるが、審査会において、インカメラ資料を見分し、当時のこどもみらい館の管理委託関係に照らして検討した結果、委託契約関係資料としてさらに詳細な積算資料を保有していなかったという実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められなかった。

そもそも公文書の開示は実施機関が保有する限度においてこれを開示すれば足りるのであって、実施機関が行った本件処分において、積算設計書に相当するものとして行われた対象文書の特定は、開示請求書の内容及び趣旨を踏まえた妥当なものである。